文化会館条例の改正について

令和元年9月18日 都市経営戦略会議資料 スポーツ文化局 文化部 文化振興課

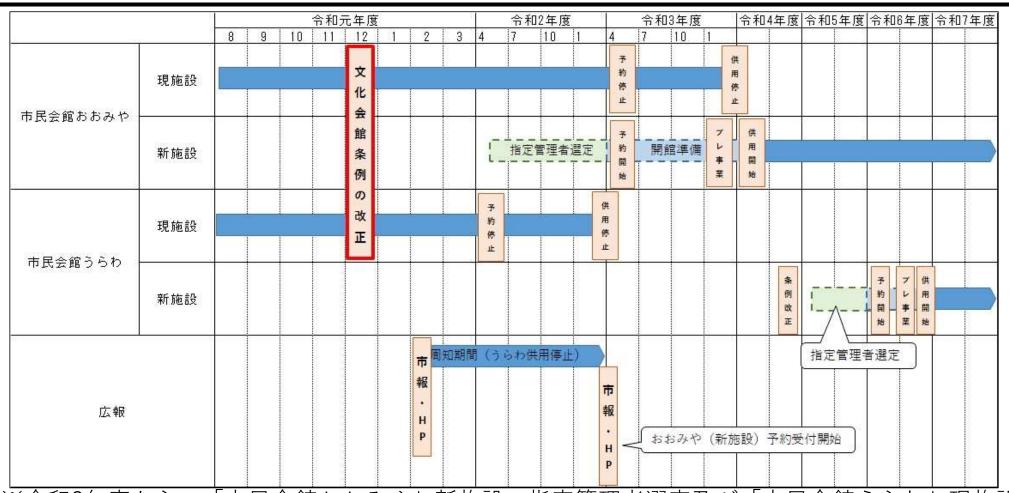
審議事項

「市民会館おおみや」新施設の供用開始及び 「市民会館うらわ」の供用停止等 に伴う文化会館条例の改正について、 ご審議いただきます。

「市民会館おおみや」「市民会館うらわ」に関する経過

	市民会館おおみや	市民会館うらわ
平成27年9月11日 都市経営戦略会議	大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発 事業における 市取得の公共施設の機能・規模等につ いて決定	
平成29年9月27日 都市経営戦略会議		浦和駅西口南高砂地区第一種市街地再開発事業で整 備する 複合施設への移転方針を決定
令和元年8月27日 都市経営戦略会議	新施設供用開始まで供用継続することを決定	令和3年3月末で供用停止することを決定
令和元年9月18日 都市経営戦略会議		浦和駅西口南高砂地区第一種市街地再開発事業における市取得の公共施設の機能・規模等について承認 (予定)
петемд штом ц д но	新施設供用開始に向け、利用料金改定等を目的とし た条例の改正について承認(予定)	供用停止に向け、関係条文削除を目的とした条例改 正について承認(予定)
令和2年度末		供用停止
令和4年4月	新施設供用開始(予定)	
令和6年度中		新施設供用開始 (予定)

今後のスケジュール



※令和2年度から、「市民会館おおみや」新施設の指定管理者選定及び「市民会館うらわ」現施設ホールの予約停止をするため、令和元年12月定例会に文化会館条例の改正議案を提出予定 3

条例改正の目的

- 1. 「市民会館おおみや」新施設供用開始に伴う関係条文の改正
 - ① 利用時間の変更
 - ② 利用料金の改定 等
- 2. 「市民会館うらわ」の供用停止に伴う関係条文の削除
- 3. その他の改正
 - ① 実施事業に関する記載の追加
 - ② 利用料金の減免に関する条文を新たに追加

1. 「市民会館おおみや」新施設供用開始に伴う関係条文の改正

【主な改正事項】

① 複合施設内他施設の営業時間との均衡を図るため、利用時間の改正を行う。

現施設 午前9時~午後9時30分 新施設 午前9時~<u>午後10時</u>

② 立地条件、機能等にあわせた、利用料金の改定を行う。

※ 名称については、市民に愛着を持って利用してもらう施設とするため、愛称の募集をする。

利用料金改定の考え方

考慮する事項

大宮駅近くに移転することによる立地及び利便性の向上

新たな機能を導入すること等による機能の向上

上記に伴う維持管理費の増加

周辺施設、同種機能を有する施設及び同規模施設等とのバランス

【加算体系の変更】

・営業目的利用:質の高い活動、発信の促進及び立地向上に伴う営業目的利用の増加に対応する ため、加算体系を変更する。(市民会館おおみや(新施設)に限る)

	現行(1人1回の入場料)	変		
ホール	・500円未満:1割加算 ・500~1,000円:3割加算 ・1,000~2,000円:5割加算 ・2,000~3,000円:7割加算 ・3,000円以上:9割加算	全諸室	1人1回の入場料:	
ホール以外	・2,000円未満:5割加算 ・2,000円以上:10割加算		営業目的利用:10	

: 2.000円未満:加算なし 2.000円以上: 10割加算

0割加算

利用料金の改定①:大ホール

I	頁目	変更となる事項・考え方
席単価		土日祝日は平日から35%増(現施設は約20%増)
他施設との	同種施設	立地を踏まえ、文化センター大ホールより高い席単価とするが、座席数は少ないことから、1ホール当たりの利用料金は超えない設定とする。
バランス	周辺施設	営業目的利用の場合の席単価(10割加算)は、ソニックシティ大ホールの席単価を超えない設定とする。

	席数	席	単価(平日)		利用料金(平日)			
	/市 奴	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	
市民会館おおみや 基本	1,401	7.5円	11.2円	13.5円	31,500円	62,800円	75,700円	
(新施設) 加算後	1,401	15・0円	22. 4円	27.0円	63,000円	125,600円	151,400円	
市民会館おおみや(現施設)	1,370	4.5円	6. 4円	8. 1円	18,300円	35,170円	38,960円	

【他施設の状況】

文化センター大ホール	2,006	5.8円	8.	6円	11.	3円	34,660円	69,320円	79,010円
ソニック大ホール(営業利用)	2,505	21.27	28.	6円	33.	4 円	159,100円	286,200円	334,900円

7

利用料金の改定②:小ホール

	項目		変更となる事項・考え方
席単価			土日祝日は平日から35%増(現施設は約20%増)
他施設との		同規模施設	立地を踏まえ、文化センター小ホール、さいたま芸術劇場小ホールより 高い席単価及び1ホール当たりの利用料金設定とする。
バランス		周辺施設	営業目的利用の場合の席単価(10割加算)は、ソニックシティ小ホールの席単価を超えない設定とする。

		席数	席	単価(平日)		利用料金(平日)		
		床奴	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
市民会館おおみや	基本	340	9.5円	14.2円	17.1円	9,700円	19,300円	23,300円
(新施設)	加算後	340	19.0円	28.4円	34.2円	19,400円	38,600円	46,600円
市民会館おおみや(現施設)		274	6. 4円	10.4円	11.7円	5,300円	11,410円	11,240円

【他施設の状況】

文化センター小ホール	340	9. 1円	13.6円	17.8円	9,280円	18,510円	21,140円
さいたま芸術劇場小ホール	346	8. 9円	12.2円	14.1円	9,290円	16,900円	21,900円
ソニック小ホール(営業利用)	496	20.6円	31.0円	38.9円	30,700円	61,600円	77,100円

利用料金の改定③:その他諸室(集会室、スタジオ等)

共	共通事項 勤務帰り等の活動を促進するため、 <mark>午後区分と夜間区分を同一の㎡単価</mark> とする。 (午前区分<午後区分=夜間区分)※展示室を除く(1日貸のため)								
	室名	数		考え方					
佳。	今 完	7	50㎡未満	市民利用が多いと想定されるため、立地は向上するがコミュニティ施設との バランスを考慮し、現施設と同水準もしくは若干安めの単価とする。					
朱:	会室	4	50㎡以上	0㎡以上 法人、団体の利用が多いと想定されるため、立地の向上等を踏ま 現施設より平均で5割増程度の単価とする。					
楽	室	9	立地を考慮し現施設より平均で同水準もしくは <mark>若干高めの単価</mark> とする。						
和	室	1	既に他施設より高い単価設定のため、現施設と同水準の単価設定とする。						
新	7 /2 : : : +	3	30㎡未満	個人利用が多いと想定されるため、コミュニティ施設とのバランスを考慮し、 他の市有文化施設現施設と同水準もしくは若干安めの単価とする。					
新規導入	スタジオ	3	30㎡以上	団体利用が多いと想定されるため、立地を考慮し、他の市有文化施 設より平均で2割増程度の単価とする。					
入 機	リハーサルルーム	1	立地を考	慮し、他の市有文化施設より <mark>高い単価設定</mark> とする。					
能	レクリエーションルーム	1	1	サルルーム、レクリエーションルーム:平均で <mark>2割増程度</mark>					
	展示室	3	・展示室	:平均で 5 割増程度 					

利用料金の改定④:新旧比較

【市民会館おおみや(現施設)】

· 			時間②	区分		<u> </u>
室		午前	午後	夜間	全日	広さ
大ホール	平日	18,300	35,170	38,960	88,610	1,370席
ハルール	土日祝日	22,930	44,530	48,320	110,850	1,370/6
小ホール	平日	5,300	11,410	11,240	26,490	274席
14V = 10	土日祝日	6,850	12,850	14,660	33,810	2747市
第1楽屋		680	1,390	1,640	3,610	28m²
第2楽屋	j	680	1,390	1,640	3,610	28m²
第3楽屋		680	1,390	1,640	3,610	34m²
第4楽屋		680	1,390	1,640	3,610	34m²
第1集会室		1,520	2,460	2,660	6,240	62m²
第2集会室) j	1,520	2,460	2,660	6,240	63m²
第3集会室		1,880	2,950	3,080	6,930	100m²
第4集会室		2,240	3,520	3,910	8,740	127m²
第5集会室		2,240	3,520	3,910	8,740	127m²
和室	Ŷ	2,710	3,760	4,020	8,960	30畳



93,55	室名	9000 - 60000 6000 0	NAMES OF THE PARTY	時間	区分		7.4
	王七	500	午前	午後	夜間	全日	広さ
	ホール	平日	31,500	62,800	75,700	170,000	1 401 FE
	JN TIV	土日祝日	42,500	84,600	102,000	229,100	1,401席
. lab	ホール	平日	9,700	19,300	23,300	52,300	340席
5 1	Alt An	土日祝日	13,100	26,000	31,300	70,400	340/#
渠	屋 1、2		1,280	1,710	1,710	4,700	33m²
涞	屋 3~6		1,050	1,400	1,400	3,850	27∼28㎡
小	ホール楽屋(500	670	670	1,840	13m²
过:	ホール楽屋(2、3	1,010	1,350	1,350	3,710	26∼28㎡
集	会室 1		4,750	10,560	10,560	25,870	176m²
集	会室 2、5		650	1,170	1,170	2,990	31 m²
集	会室 3、4、6.	. 7	810	1,480	1,480	3,770	39m²
集	会室 8		2,450	5,460	5,460	13,370	91 m²
集	会室 9		2,100	4,680	4,680	11,460	78m²
集	会室 10		1,350	3,000	3,000	7,350	50m²
主	催者控室(集	会室用)	350	640	640	1,630	17m²
和	室		1,570	2,450	2,450	6,470	17.5畳
	リハーサルル	ノーム	4,650	6,590	6,590	17,830	194m²
新	レクリエーショ	ンルーム	2,730	3,870	3,870	10,470	114m²
規		15	1,530	2,170	2,170	5,870	64m²
機			1,100	1,560	1,560	4,220	46m²
能			980	1,390	1,390	3,760	41 m²
HE.	スタジオ 4、	5、6	430	620	620	1,670	24~26m²
	展示室 1、2	、3				7,300	126~139m²

3 その他の改正

【文化会館(※)すべてに係る改正】 ※文化センター、市民会館おおみや(新施設)、市民会館いわつき

① 施設を活用した文化芸術に関する事業を実施している実態にあわせ、追記を 行う。

現行

- ・集会、催し物等のための施設の利用
- ・その他、施設の設置目的を達成するため に必要な業務



追記後

- ・集会、催し物等のための施設の利用
- ・優れた文化芸術の提供
- ・文化芸術活動の推進及び育成
- ・文化芸術に関する情報の収集及び発信
- ・多様な交流機会の創出
- ・その他、施設の設置目的を達成するため に必要な事業
- ② 本市が主催又は共催し、施設の設置目的である文化の向上及び福祉の増進に 寄与する事業に対し、利用料金の減免ができる規定を新たに設ける。

文化施設に減免規定のある政令市

19市(さいたま市を除く全市)